



Cambodia news brief

A periodic summary of new rulings and documents relating to legal, tax, and investment developments in Cambodia



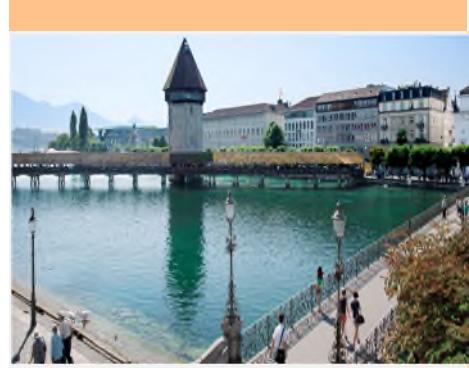
June 2017 (2nd issue)

今回のテーマ:

2014 年度から 2016 年度までの FATCA 報告対象口座についての租税総局への報告期限

今回の記事に関連する対象者:

銀行、金融機関、保険会社



2014 年度から 2016 年度までの FATCA 報告対象口座についての租税総局への報告期限

(2017 年 5 月 25 日付租税総局通達 Notification No.8619 GDT)

経済財政省 (MEF) の租税総局 (GDT) は、上記通達を発行し、外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) により、対象口座の報告が義務付けられた銀行、金融機関、保険会社に対して、2014 年度から 2016 年度までの報告対象口座を、2017 年 6 月 30 日までに租税総局に報告するように通知しました。これは、国際税務に関するコンプライアンスを向上させることを目的にカンボジア王国政府とアメリカ合衆国との政府間協定が調印され、それに伴い FATCA が導入されることによって報告が義務付けられるものです。

FATCA の対象となる銀行、保険会社、金融機関は、期限までに報告対象口座の報告を行わない場合、罰金が課せられる可能性があります。

上述の規制に関するコピーが必要な場合は、以下の担当者にご連絡をお願いします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Cambodia) Ltd.

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(+66 2844 1157/Mobile:+66 8 18220338)

atsushi.uozumi@th.pwc.com

名賀石 樹(+66 2844 1366/Mobile:+66 9 22490014)

tatsuki.nakaishi@th.pwc.com



Cambodia news brief

A periodic summary of new rulings and documents relating to legal, tax, and investment developments in Cambodia



June 2017 (2nd issue)